

広報西原号外 災害臨時第19号

平成 29 年 3 月 23 日発行
〈編集と発行〉
西原村役場 企画商工課
TEL 096-279-3111
〒 861-2402
阿蘇郡西原村大字小森 3259

宅地復旧支援に関する相談・申請窓口の開設／災害公営住宅の相談・仮申込窓口の開設

宅地復旧の相談・申請窓口の開設について

のり面や擁壁、地盤の復旧、住宅建屋の基礎沈下または傾斜を修復する宅地被害については、各種公共事業と復興基金により復旧を支援します。

※ 既に工事（50万円以上）が済んでいる方も対象になる可能性があります。

● 受付に必要なもの

- 被災状況が分かる写真
- 被災した構造物（のり面や擁壁等）の高さと長さを測ってきて下さい。
- 既に工事が終わっている方は、見積書、契約書、工事写真や図面等
- 印鑑（認め可）
- 同居の家族以外や請負業者が申請の場合は、委任状

【問い合わせ先】 西原村役場 産業課 096-279-3111（内線）506

災害公営住宅の入居相談・仮申込窓口の開設について

住まいの再建については、居住していた住宅の被災状況、再建のために必要となる費用の支払可能額、今後のライフプラン（生活設計）をもとに、利用できる公的又は民間の支援制度などを踏まえて、総合的に検討し支援します。

● 受付に必要なもの

- 印鑑（認め可）

【問い合わせ先】 西原村役場 震災復興推進室 096-279-3111（内線）152

宅地復旧と災害公営住宅の窓口について

- 1 受付期間 平成 29 年 4 月 13 日（木）～ 4 月 28 日（金）
- 2 受付場所 西原村役場 2階 大会議室

日 程	受付時間	受付地区
4月13日（木）	9:00～17:00	高遊、地区に入っていない方
4月14日（金）	〃	高遊、地区に入っていない方
4月17日（月）	〃	谷・上あげ・下あげ
4月18日（火）	〃	宮山・鳥子
4月19日（水）	〃	布田
4月20日（木）	〃	小森西
4月21日（金）	〃	小森東
4月22日（土）	〃	指定なし

※ 4月24日（月）以降の受付については、役場中通路の仮設プレハブで行います。

平成28年中に地震によって住宅を取り壊した方へ

広報西原（H28年11月号、H29年1月号掲載）などでご案内しておりました被災住宅用地の特例の申告について、受付をH29年1月31日までとしておりましたが、お済でしょうか。

まだお済でない方は、すみやかに申告書を提出してください。

熊本地震により住宅を滅失し、やむをえず住宅用地として使用できない敷地（被災住宅用地）について、新たに住宅が建設されていなくても要件を満たす場合、平成29年度及び平成30年度の2年間に限り、引き続き住宅用地の特例が適用され固定資産税が軽減されます。（土地所有者からの毎年の申告が必要です。）

提出書類	被災住宅用地申告書
提出先	西原村役場 税務課
提出方法	持参又は郵送による

【要件】

- ・ 地震により住宅用地に係る家屋（専用住宅・併用住宅・共同住宅）を滅失していること。
- ・ 平成29年度及び平成30年度の賦課期日（1月1日）にやむをえない事情により住宅用地として利用できないこと。
- ・ 当該年度の賦課期日において家屋または構築物の敷地の用に供されていないこと。
- ・ 平成28年度の住宅用地特例が適用されていた土地。

【対象者】

- 1 平成28年度の被災住宅用地の所有者
- 2 平成28年1月2日から同年4月16日までの間に被災住宅用地を取得した者
- 3 1または2の者からその被災住宅用地を相続した者
- 4 1または2の者からその被災住宅用地を取得した三親等内の親族
- 5 1または2の者との合併・分割によりその被災住宅用地を取得した法人

【問い合わせ先】 西原村役場 税務課 096-279-3111（内線）121・122・123